

## 電気料金値上げ等に関する緊急決議

東京電力株式会社は、産業・業務向け等の自由化部門の電気料金について、4月から平均17%の値上げを行なった。

また、東京電力株式会社と原子力損害賠償支援機構による「総合特別事業計画」の策定が進められる中、家庭向け等の規制部門の電気料金について、7月から10%の値上げが示されている。

企業は、厳しい経営環境の中、東日本大震災への対応として、計画停電や節電への取り組み等、あらゆる対応策を講じてきたところである。これに対し、今般の東京電力株式会社の電気料金の大幅値上げは、長引くデフレと消費の低迷の影響を受けている小売業・サービス業等、各分野に甚大な影響を与えることは必至であり、産業の空洞化の加速と雇用環境のさらなる悪化を招き、ひいては、地域経済の疲弊につながる恐れがある。

また、家庭や低圧事業者の需要家は、規制部門として、東京電力株式会社以外の電気事業者を選択する機会が与えられていないことから、電気事業における地域独占の弊害にさらされており、住民生活、特に社会的弱者に多大な影響を及ぼすと懸念される。

一方、東京電力株式会社は、原子力発電所の停止等に伴う燃料費等の大幅な増加により、現行料金の前提に対する燃料費等の増加分のうち徹底した合理化により賄いきれない部分を値上げするとしている。

しかし、日本の電気料金は、発電コストや送電網の維持費、その他の電力販売に関わるすべての事業コストに一定の利潤を加えた「総括原価方式」で決められており、コストダウンを考えず原価が上がれば上がっただけ、利益は増える仕組みとなっている等の諸状況を踏まえると、今回の値上げは安易に受け入れられるものではない。

また、東京電力株式会社は柏崎刈羽原発（新潟県）の再稼働等で収益を改善し、7年目には現行水準より5%値下げするとしており、原発立地自治体の理解を得ることなく、原発の再稼働が盛り込まれていることは、容認できるものではない。

さらに、東京電力株式会社が大幅な値上げに追い込まれた原因の一端は、原発に頼ってきた国のエネルギー政策にあることも否めない。また今回、国は東京電力株式会社に対し、損害賠償資金として公的資金を投入している。東京電力株式会社の責任、今後の役割はもとより重要であるが、これまで原子力政策を推進してきた国の社会的責任に鑑み、原子力政策を含む、国のエネルギー政策に係る中長期ビジョンを早期かつ明確に示した上で、原子力損害賠償を着実に実施しつつ、電力の安定供給と料金抑制を維持継続していくことは、国の責務である。

よって、国においては、こうした実態を直視し、国家的危機管理として、下記事項について、迅速、的確に万全の措置を講じるよう強く要請する。

### 記

1. 国は原子力政策を含む、エネルギー政策に係る中長期ビジョンを早期かつ明確に示すとともに、国民に対し、十分な説明責任を果たすこと。

また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の適切な運用やスマートグリッド構想の実現等による省エネ・節電の総合的・抜本的対策を強化するとともに、地方自治体による電力安定供給を目指した取り組みに対し、十分な財政支援を行うこと。

2. 「総合特別事業計画」策定の前提となる収支見込、今後の電力需給の状況、電源構成、燃料費等負担増の内容、震災前と現在における役員及び社員の給与・賞与等の実態、経営合理化の具体的内容及びこれらの中長期的な方向性等についての明確かつ詳細な情報を開示し透明性を図るとともに、住民、企業等が納得する丁寧な説明を行うよう強く求めること。

また、原子力損害賠償を着実に実施しつつ、連結子会社等を含む徹底した経営合理化の一層の推進を図るとともに、それに係る明確かつ詳細な情報開示による透明性を高め、住民、企業等が納得する丁寧な説明を行うよう強く求めること。

3. 家庭向け等の規制部門の電気料金について、値上げが申請された場合、経営合理化のより一層の推進や、国民に対する十分な説明を行わない限り、決して値上げを認可しないこと。
4. 民間資金の活用による老朽火力の早期更新や、託送料、インバランス料金の見直し、系統への接続にかかる情報の透明化と送電部門の中立性強化等、電気事業への民間事業者の参入促進等による競争原理の健全化を図ること。
5. 日本の電気料金の算定方式である「総括原価方式」の抜本の見直しを図ること。

また、一律定額の上乗せは、エネルギーの効率利用を阻害する恐れがあることなどから、さらなる多様かつ柔軟な電気料金メニューの設定を図るよう強く求めること。

特に社会的弱者及び中小企業等に対する特段の配慮を行うよう強く求めるとともに、自家発電設備や省エネ型設備の導入等に対し、財政支援の拡充等を図ること。

6. 東日本の電力安全保障のため、電力会社間の連系線（地域間連系線）の増強や、高効率な天然ガス発電や東北・北海道地域での供給ポテンシャルの高い再生可能エネルギーを東日本全体で有効活用できるよう、電力会社毎の系統の運用ではなく、複数の電力会社の系統を包括的に運用する方法への見直しを行うこと。
7. 過疎地等の電力供給に配慮しつつ、電力市場の自由化を拡大・強化し、電気需要家がより多様かつ柔軟な電気料金メニューを選択できる社会環境の整備を図ること。

平成24年 4月11日

全国市長会関東支部

## 放射性物質による環境汚染対策に関する緊急決議

放射性物質による環境汚染への対処に関しては、本年1月1日に施行された放射性物質汚染対処特別措置法により一定の方向性が示されたところであるが、市民が安心して生活するためには、できる限り事故前の環境に近づけていくための長期的かつ地道な取り組みが必要となる。

また、市民の間には、放射性物質が及ぼす健康への影響に対する不安が高まっており、特に乳幼児の保護者からは、子どもの健康調査や内部被ばくの検査等に関する要望が多数寄せられ、市民の健康不安を軽減するための対応が求められている。

その対応に当たり、専門家からの技術的な援助が必要となるが、長期間にわたる低線量被ばくの健康への影響に関しては、国としての対応方針が示されていない。

一方、除染等の作業に伴い発生する放射性物質に汚染された土壌、汚泥等については、一時保管場所の確保が難しく、各現場で保管している状況である。

また、放射性物質汚染対処特別措置法により、8,000Bq/kg を超えて事故由来放射性物質に汚染された廃棄物は指定廃棄物とされ、最終的には国の責任において処理することとされているが、8,000Bq/kg 未満の特定産業廃棄物や除染実施区域外の側溝汚泥等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）の適用を受けることから、廃掃法上の積み替え保管施設がない場合は、保管されることなく廃棄物の処理経路にのせることが求められている。ただし、現状では廃棄物処理の引き受け手がないため、側溝汚泥及びばいじん等については、処分ができない状況である。

よって、国においては、こうした実態を直視し、国家的危機管理として、下記事項について、迅速、的確に万全の措置を講じるよう強く要請する。

### 記

- 1 . 8,000Bq/kg 未満の側溝汚泥、ばいじん等の産業廃棄物についても、国の責任において処理すること。
- 2 . 除染実施区域外の小学校、中学校等及び公立、私立を問わず、高校、大学における除染費用について財政支援を行うとともに、民有地の除染について、除染費用をはじめ必要な資機材の提供、除染に関する講習の実施等、市民からの要望に応じて市が行う対策に対し、全面的な支援を行うなど、放射性物質汚染対処特別措置法の枠組みに限らず、より広く市域全域の除染を進められるよう、国による財政措置の拡充を図ること。

また、地方公共団体が除染に要した費用すべてについて、関係省庁間で連携を取り、一括して地方公共団体に交付するとともに、除染関連経費の報告事務を簡素化すること。

- 3 . 放射性物質に汚染された土壌や焼却灰等について、国は、早急に一時保管場所の確保、または中間貯蔵施設の設置を図るとともに、一時保管することなく、最終処分先に運搬できるよう、早期に最終処分場を確保し、未来に影響を与えない処分方法を確立すること。

また、これらの仮置き場、保管場所及び最終処分場の確保のために生じた金銭的、時間的、人力的な負担について、国の責任において早急かつ誠実に対処すること。

- 4．国による財政措置が難しい部分については、東京電力株式会社への求償方法を確立するなど、除染等をはじめとする放射能問題に対処する費用の全額確保に向け、必要な対策を講じること。
- 5．福島県以外での子どもに対する健康調査について、法整備等国としての対応方針を早期にまとめること。
- 6．健康調査や内部被ばく検査を実施する自治体に対し、国による財政的支援を行うこと。
- 7．放射線の健康被害への影響について、積極的に正確な情報の提供を行うこと。  
また、農林水産物の一層の安全性を高めるため、放射性物質の吸収抑制対策への支援と、さらに迅速、正確で分かりやすい情報提供が可能となるよう、測定器を各市町村に配備するなど、必要な取り組みを実施すること。
- 8．飲料水、食品、土壌、廃棄物、空間線量等に係る放射性物質の基準値について、国民の不安を払拭するため、より明確に科学的根拠に基づいた安全性を示すこと。

平成24年 4月11日

全国市長会関東支部